

がん対策の推進に関する提言

近畿ブロック知事会

令和元年 7 月

がん対策の推進に関する提言

がんはわが国において昭和 56 年から死因の第 1 位であり、約 3 人に 1 人ががんで死亡している。また、生涯のうちに約 2 人に 1 人ががんに罹患すると推計されており、がんは国民にとって重大な健康課題となっている。

がんによる死亡率を下げるためには、科学的に実証されたがん検診の受診率向上と適切な精度管理を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげることが重要である。

がん検診は、健康増進法に基づき市町村が実施するほか、職域での検診や、人間ドックなどの検診も行われているが、職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、法令等により制度化されておらず、医療保険者が任意に検診を実施しているのが現状であり、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。

国は、平成30年3月に「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を作成したが、実施状況の把握や検診受診から精密検査までの結果把握が行われるような仕組みは設けられておらず、地方自治体では、住民全体のがん検診の受診状況や結果を把握できず効果的ながん対策をとれない状況である。

がんの罹患や死亡リスクについては、その要因を特定することは困難であったが、「がん登録等の推進に関する法律」が施行され、全国がん登録情報の利用により、がん罹患や死亡の個別の地域での相関分析等が可能となってきた。

また、国の「第3期がん対策推進基本計画」において、ビッグデータやAIを活用したゲノム医療等を推進し、個人的に最適化された患者本位のがん医療を実現することが示されていたところ、令和元年6月より、がんゲノム医療のための遺伝子パネル検査について公的保険の適用対象となり、がんゲノム医療が本格的に始動することとなった。加えて、新たに「がんゲノム医療拠点病院」が指定されることとなっており、がんゲノム医療の提供体制の整備も進められている。

このように、全国がん登録情報やがんゲノム情報等のビッグデータを解析することにより、がん医療の質の向上に繋げていくことが期待される所であり、国民が地域において、質の高いがん医療を享受できるよう、がん診療連携拠点病院の更なる機能強化が必要とされている。

こうした現状を踏まえ、次の事項について提言する。

- 1 がん検診について、実施主体を明確にするとともに、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法や高齢者医療確保法に基づく健康診断に併せて実施する体制や保険者の費用負担に関するスキームの整備、中小企業に対する助成等、全ての国民のがん検診を確実に受診できるようがん検診の充実に向けた制度等を整備すること。

- 2 地方自治体が効果的ながん対策をとれるよう、住民が受診した職域におけるがん検診の受診状況等を地方自治体に還元できる仕組みを構築するとともに、必要となる財源を十分に措置すること。
- 3 全国がん登録情報等の解析により、がん罹患や死亡の要因分析をはじめとするがん対策の研究を促進すること。
- 4 がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図ること。また、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

令和元年7月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉本達治
三重県知事	鈴木英敬
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
兵庫県知事	井戸敏三
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
鳥取県知事	平井伸治
徳島県知事	飯泉嘉門